

# 個人村民税について

## 村民税を納める人

その年の1月1日現在宜野座村に住所がある人と村内に事業所、事務所のある人

## 村民税が課税されない人

### ア 均等割も所得割もかからない人

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得が 135万円以下であった人(令和2年度以前は125万円)
- ③前年の合計所得金額が次の金額以下の人

※扶養親族等のいない人・・・38万円(令和2年度以前は28万円)

※扶養親族等のある人・・・28万円×(本人+扶養親族等<sup>※1</sup>)+26万8千円(令和2年度以前は16万円8千円)

本人のみ	扶養1人	扶養2人	扶養3人	扶養4人	扶養5人
380,000円 (280,000円)	828,000円 (728,000円)	1,108,000円 (1,008,000円)	1,388,000円 (1,288,000円)	1,668,000円 (1,568,000円)	1,948,000円 (1,848,000円)

※()内は令和2年度以前の合計所得金額

### イ 所得割のかからない人

前年の総所得金額等が、次の金額以下の人

※扶養親族等のいない人・・・45万円(令和2年度以前は35万円)

※扶養親族等のある人・・・35万円×(本人+扶養親族等<sup>※1</sup>)+42万円(令和2年度以前は32万円)

※1 扶養親族等には、同一生計配偶者、年少扶養も含む。

本人のみ	扶養1人	扶養2人	扶養3人	扶養4人	扶養5人
450,000円 (350,000円)	1,120,000円 (1,020,000円)	1,470,000円 (1,370,000円)	1,820,000円 (1,720,000円)	2,170,000円 (2,070,000円)	2,520,000円 (2,420,000円)

※()内は令和2年度以前の合計所得金額

## 申告

賦課期日(1月1日)現在宜野座村に住所を有する人は、前年の所得等を原則として3月15日までに申告しなければなりません。ただし、次に該当する人は申告の必要がありません。

ア. 所得税の確定申告書を提出した人

イ. 前年(1月1日~12月31日)の収入が給与のみで、勤務先から宜野座村へ給与支払報告書が提出されている人(※給与支払報告書が宜野座村へ提出されているかのご確認は、勤務先へお願いします。)

ウ. 前年の収入が公的年金のみの人で、公的年金の源泉徴収票に記載されている内容に変更のない人(※扶養の追加、医療費控除や生命保険料控除等の各種控除の追加がある人は申告が必要です。)

## 税額及び税率等 住民税 = 均等割 + 所得割

ア 均等割：5,000円(村民税3,500円 県民税1,500円)

※東日本大震災に伴う復旧・復興のために臨時的な税制上の措置として、平成26年度から令和5年度までの間、均等割の税率に村・県民税それぞれ年額500円が含まれます。

イ 所得割：課税所得金額(所得金額-所得控除額)×税率10%(村民税6%・県民税4%) - 税額控除額等

## 分離課税の所得割

土地、建物等の譲渡、株式の譲渡、先物取引による所得がある場合は、総合課税の所得割とは別に課税されます。

## 個人村・県民税の減免

納税者が災害などで被害にあわれたり、所得が著しく減少したなど、特別な事情により納税が困難な場合には、申請に基づいて個人村県民税が減免されることがあります。

なお、適用には収入・資産状況等の審査があり、申請によって必ず適用されるものではありませんので、ご注意ください。

\* 申請期限：納期限までに、申請書を提出してください。

納期限は、第1期が6月末、第2期が8月末、第3期が10月末、第4期が翌年1月末です。

\* 申請方法：減免申請書及び下記必要書類を村民生活課まで提出してください。

主な要件	必要書類
生活保護を受けている場合	生活保護受給者証明書
失業※(単純失業者は除く)、疾病等による退職・廃業・休業した者で年内に再就職の見込がなく、かつ所得が前年と比べ激減(半分以上に減少)したことにより、納税が著しく困難となった場合(前年中の合計所得金額が400万円以下の者に限る)	減免を受ける年の収入がわかるもの 例①失業手当等離職を証明するもの 例②源泉徴収票、給与明細 例③収支内訳書 診断書、医療費など
災害(火災・風水害など)を受けた場合	り災証明書 修理及び立替にかかった費用の領収書 保険金・損害賠償金等により補填される金額のわかるものなど
勤労学生(均等割額5,000円のみ課税されている者)	学生証又は在学証明書など

※減免対象の失業に該当する離職区分及びコード・・・1A(11)、1B(12)、2C(23)、3A(31)

## 納付の方法

個人の村・県民税の納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。

### ○ 個人で納付する場合(普通徴収)

事業所得者などの村・県民税は、納税通知書によって宜野座村から納税者に通知され、6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税していただきます。これを普通徴収といいます。

### ○ 給与天引きにより勤務先が納入する場合(給与からの特別徴収)

給与所得者の村・県民税は、特別徴収税額通知書により本村から給与の支払者を通じて通知され、給与支払者が毎月の給与の支払の際にその人の給与から村・県民税を引いて、翌月の10日までに本村に納入していただくことになっています。

これを特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者とよびます。給与からの特別徴収は、勤務先が6月から翌年5月までの12回で徴収することになっています。

退職して給与の支払いを受けなくなった場合は、次の場合を除いて、残りの税額を普通徴収により納めます。

(ア)退職金等から一括して天引きする場合

(イ)新しい会社に再就職し、その会社が引き続き特別徴収することを給与の支払者が本村へ申し出た場合

○ 年金天引きにより納入する場合（年金からの特別徴収）

地方税法の改正により、65 歳以上の方の公的年金にかかる村・県民税が原則年金から特別徴収（天引き）されます。

**村・県民税申告書の提出期限は、毎年 3 月 15 日です。**

#### 各種申告書等における押印の廃止について

地方税法施行規則の改正に伴い、村・県民税申告書をはじめとした各種申告書等への押印が不要となりました。

なお、様式は随時改正し、押印欄を削除してまいりますが、押印欄が残っている申告書等をご使用いただいても手続き上問題はございません。また、押印した申告書等をご提出いただいても手続き上問題はございません。